

生駒市規則第5号

生駒市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月13日

生駒市長 山下 真

生駒市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市営住宅条例施行規則（平成10年2月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,170円」に、「4,500円」を「4,630円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成26年4月分以後のものとして徴収する使用料について適用し、同年3月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。